

座など、いろいろなメニューを駆使しながらお互いに議論していきたいと思っております。(市長)

大東町久野地区

Q170 [告知放送について]

ページング放送は4月から久野地区内のはすべて地元で放送することになっているが、せめて夢ネットへ原稿が前日までに届いたものについては放送して欲しい。運動会など当日・前日にわかるものは仕方がないが事前にわかったものについてはお願いしたい。

それからお悔やみ放送の際世帯主がわからない。特に若い人や女性がわからないので、人権問題もあるそうだが本人の了解を得られれば屋号を放送して欲しい。

A

ページング放送については久野地域内のお知らせはやっていただくことになる。事前にわかったものについては総合センターに相談して欲しいが、総合センターでは大東町全体へ流れることになるので、あくまでも久野地域内ということであればページングで放送していただきたい。放送は携帯電話や固定電話からでもできる。市外に出かけていてもできるので利用して欲しい。

告知放送の内容についてはずいぶん意見をいただいている。4月から木次町を除く5町で一斉に始めた。各町バラバラな形態であったものを担当職員で集まってルールを作った。大東町では6時の放送が6時半になり、お悔やみの屋号の問題もある。掛合町では通夜のお知らせがなくなった。もっと意見を聞いてやるべきであったこと、4月から一方的に変えたことについて反省している。現在総合センターを通じて意見をとりまとめている。最大限理解いただける内容・形態はどういうものかを作成し、地域自主組織や自治会長会へ相談して、来年4月に向け内容整備しようと考えているので、今しばらく時間をいただきたい。

屋号については人権にかかわる問題がある。木次町において屋号はそれぞれの家の生業や家の位置を示すものであり、廃止すべきとなった経過がある。これを6町の一斉放送するにあたり元に戻すことはできない。人権同和教育の観点からも廃止とすることになっている。本人が了解するしないということではなく、屋号自体を廃止すべきという基本線は変わらない。しかし屋号がないと困るという意見はたくさんあり、短時間で廃止へ移行することは理解を得られていないということで、検討はしないといけなそうと考えているので時間をいただきたい。(政策企画部)

大東町幡屋地区

Q171 [市政懇談会の開催日について]

この市政懇談会も日曜、土曜利用してもらおうと多く出ていただけだと思う。来年は日曜日を入れてもらうと良い。

A

それから市政懇談会を土日でお話については、地域がそれでいいと言われれば私どももその方がいい。今年は、昨年の反省を踏まえ土日にはどこもやっていない。従って6月から10月になるわけで、土日使って午前と午後にできれば、6・7・8月の3カ月くらいで終わるのではないかと思う。休みを活用した懇談会、地域によって色々と思う。皆さんの総意が休みでもいいよとおっしゃって下さればそうした時に設定させていただきたい。(市長)

9. [農林業]

吉田町吉田地区

Q172 [耕作放棄地対策について]

耕作放棄地の問題についてであるが、耕作放棄地をなくしたいというのが地元の願いである。民谷については農地を有効利用活用しており、耕作放棄地は少ない状況であるが、市の耕作放棄地対策について伺いたい。

A

耕作放棄地については、市内で800haであり、内80haは戻せるところであるが、その他はもう個人では戻せない状態のところである。従ってこれ以上耕作放棄地を増さないことが必要である。一方国内の食糧輸入は約60%、自給率は40%で、食糧を捨てる量で約3兆円が無駄になっていると言われていいる。国際状況的には人口が増えて農地が減る中でランドラッシュといわれる土地（農地）の買いあさりも進行しており、国内の食糧確保のためには、国際情勢のこともあり、今、国土、農地を守ることが市においても必要となっている。吉田、掛合は耕作放棄地の割合が少ないので、市としても耕作放棄地を出さないために、今まで以上に農家の方と協力をしながら農地を守る取り組み（農政）をすすめていきたい。（市長）

掛合町多根地区

Q173 [農業の集団化に係る相談窓口について]

高齢化もだんだん進みつつあり、農業を続けられないという方もぼつぼつ出始めつつあるように思っており、法人化ということがなかなか難しいとは思いますが、集落単位くらいで、みんなで手を合わせて、田んぼ等を荒らさないようにやっていこうという話をよくしているが、ノウハウがないので、どういうふうに、どういう形でやっていいものか、なかなか素人には分からないもので、そういった機関とか、人が市役所関係におられれば是非そういった人を紹介してもらいたいし、またおられないならば何か手当てができないものかと思っており、その点について、回答が出来ればお願いしたい。

A

おっしゃるとおり、跡取りがこちらにおらず、70代後半や80代の方が頑張って田んぼを作っているが、この後その方が病気になったりした場合はどうしようか、と皆さん考えているところだと思うが、この地域の農業を守っていくためには、集落ぐるみの営農を行っていくことが本当に大事だということは認識している。

市では県普及部、JA雲南、農業委員で、雲南地域担い手育成総合支援協議会というものを組織しており、一市二町で構成しているが、各市町に支部があり、そこで集落営農の組織化や法人化に取り組んでいる。具体的にはJA雲南の本店に担い手育成支援室というのを作っており、専門スタッフが、県と市の職員とともに各集落からの相談に応じて、組織化に向けての指導や助言を行っている。

もう一つは現在中山間直接支払制度の3期対策が始まっており、各地域で検討していただいているが、急傾斜地は2万1千円で8割要件だと草刈りと農道・水路管理だけすればよいが、10割ももらうためには要件が3つあり、そのうちどれかを選択すればいいわけだが、A要件では農作業や機械の共同化、B要件では集落営農を育成するというものなので、こういった機会に、集落営農をどうしていくかというようなことを考えていただければと思っている。担い手育成支援室や、総合センターの事業管理課に具体的な相談をいただければ、支援室スタッフや市職員が対応するので、集落に応じた対応を提案できるものと思う。また、支援室長は多根の出身なので、心安いかと思う。（産業振興部）

Q174 [田の水漏れについて]

ほ場整備をしていただいたが、最初から底が抜けるというか、水をあてても水が漏れて仕方がない。市役所に聞いたら抜けたら直すと言われた。最初やる時点できちんとして渡すということだったが、最初から漏れるわけである。一度給水、水をあてる配管が下がってしまっ抜けたことがあった。それを何とかならないか。

A

長迫のほ場整備については、萱野、舟津、下多根とともに団体ほ場整備として昭和54か55年頃に着工して、最終が昭和59年か62年頃に換地、登記をして事業が終了している。既に20年以上が経過しており、このほ場整備事業で対応することは困難である。

代わりとして一つは県単で、農地有効利用支援整備事業がある。今年度はもう要望がかなりあり困難だが、簡易な基盤整備、例えば用水路の整備などが可能で、補助率は県が50%、市が25%かさ上げして受益者負担は25%となっている。もう一つは市単独で土地改良の補助制度がある。事業費が10万円以上100万円以内のもので、30%しか補助がないが、忙しい場合はこちらを活用していただきたい。（産業振興部）

掛合町松笠地区

Q175 [薬用樹植栽について]

農業は今から10年も経てば、高齢化や担い手不足などにより衰退していく懸念がある。県内の雲南市以外の市では海を抱えていることにより、海の事業にも予算を投入しなければならない状況だが、雲南市は海もないのでその分農林業に対して手厚くしてもらえたらと思う。

山の裾が荒れていることにより、イノシシやクマが里に度々出没して困っている。キハダやサンショなどの薬用樹を植栽してみてもどうか。

A

ご指摘の通り農業を取り巻く環境は厳しいものがある。雲南市の農地は約4,900haあり、不耕作地は約860haでこのうち耕作地に返せるものは約50ha程度である。不耕作地は年々増えており担い手不足を数字で表している結果だと思う。平地については圃場整備事業や直接支払事業で対応しているが、平地でないところについても国や県の事業を活用して取組んでいきたい。

また、農・商・工連携協議会により生産のみならず、加工・販売も行っていくよう積極的に進めている。1市2町で組織している農産物産直振興協議会での売り上げは右肩上がり、現在は約7億円の売り上げがある。今後は土木・建設業者などにも参入してもらい、安心・安全な食の提供を行い、農業の振興につなげていきたい。

林業についても森林の荒廃が進んでいるが、市としては大原・飯石森林組合と山林の信託を行い荒廃に歯止めをかけようとして取り組んでいる。民有林については信託ができないので業務委託といったやり方で対応している。また、国有林とあわせて事業を行うなどして国の補助金を得られるよう工夫している。

元奥出雲町長が中心になって進めていた森林環境税の導入についても考えていく必要があると思っている。税財源は森林労働者への所得補償などに充て森林整備へつなげていければと考える。(市長)

Q176 [コメ色彩選別機の導入について]

コメの色彩選別機を雲南市は今年度導入されるが、その対象地域は旧大原郡の3町と三刀屋町だけと聞いている。吉田と掛合で1台導入する考えはないか伺いたい。

A

カントリーエレベータという色彩選別機を導入し、木次町に置いている。国庫補助金をもらうために近年、乳白米が出たりなど品質の落ちてきていた旧大原と三刀屋町を対象として、該当地域のコメの品質を向上させるという目的のためであって、吉田と掛合は使用できないということではないのでご理解いただきたい。導入にあたっては事業費11億2千5百万円、雲南市もJA雲南と一緒に雲南市内のコメの品質向上を目指すということで市議会の理解も得て、国の補助50%、雲南市47.5%、JA雲南2.5%の経費配分で今年の7月末に完成予定であり、今年の収穫分から使用可能である。吉田・掛合でも1台導入という件については、売れるコメ作りに向けて吉田と掛合についての必要性について協議をして、その結果必要であるということであれば検討する余地はあると考えるのでご理解いただきたい。(産業振興部)

掛合町波多地区

Q177 [野ネズミの一斉駆除について]

近年草刈をした場合、草を片付けるということをしなくなった。野ネズミの被害が結構あるように思う。昔は一斉に防除するというので薬の配布をしていただいていたが、近年はない。

郷自治会では防除をするが、一斉に防除するほどの効果がないので、昔のように告知をして一斉に防除をするということをやってもらえないだろうか。

A

農作物の被害防止対策という観点だと思う。一斉駆除が前のようにできないかということであるが、平成15年度くらいまでのところで、合併前の旧掛合町と吉田村が行っていた。毒えさ、毒餅などを農家に配布し、穴の中に投げ込むという対策がとられていた。農家によっては劇物であるという観点から、い

らないという話もあった。合併前の段階で、一定の役割は終えたということで事業は閉じている状態である。合併協議の中で、協議が行われたようであるが、雲南市においては平成16年11月1日以降行っていない状況である。

やらないという回答ばかりでは前に進まないの、農地保護という観点から、中山間の直払い、あるいは農地水環境といった交付金制度もあるので、集落協定の中で共同防除の話し合いを行なっていただいたらどうかという話を農林振興担当から伺っているのでお伝えする。(産業振興部)

掛合町入間地区

Q178 [中山間地域直接支払い制度について]

水田を利用したホンモロコ養殖に取り組みたかったので農政局まで行ったが認められず、結果はやむをえずプールを使って取り組んだ。ホンモロコ養殖については雲南市の産業課も推奨しており、鳥取県の例もあるし、荒廃田の利用に非常に有意義な取り組みということで行なっている。

今年も中山間地直接支払いの対象としてどうかと伺ったが、認められなかった。表土を剥ぎ、養殖地としたいと思うので、国の事業だからできないということもあるかもしれないが、よそでは行なわれているので検討をしていただきたい。

A

ホンモロコと中山間地域直払いについてであるが、産業新興センターにおいては、中山間地域の直払いと耕作放棄地などを上手くつなげて産業にいかしたいということで、鳥取県から先生にお越しいただき、普及に努めている。

農政局とずいぶん協議をさせてもらった。荒地を使ってホンモロコを飼うということが、この里山地域を守っていくという中山間地域直払いの本旨に沿う話ではないかと協議をしてきたが、結果的には認められなかった。

解決の方法は今のところないが、平成22年度までが2期の直払いで、現在様々な地域において、3期の集落協定の策定にご尽力をいただいております。今回、農用地区域も合わせて見直しをするということにしている。中山間協定の中で、ホンモロコの養殖をしたいという場合は、農用地区域の関係をそこからはずしていただくことが必要である。現時点ではそのような状況なのでよろしくお願ひしたい。(産業振興部)

Q179 [有害鳥獣の捕獲奨励について]

雲南市は有害鳥獣の捕獲許可を国、県から市が受けて、ほとんどのところで猟友会へ丸投げをしている状況である。私たち個人が有害捕獲許可をお願いすると、担当部局では、はねのけてしまう。猟友会に入ってくれないと許可は出さないというような形である。そもそも私たちが狩猟免許を取得したのは、有害鳥獣を少なくしようという気持ちからである。そこらへんを汲み取って個人にも出していただけるよう改善をしていただきたい。猟友会との問題もあると思うが、今、全国的に非常に狩猟をされる方が減っている。恐らく年会費何万円というような状況でなかなか入りたくてもなかなか続かない。猟友会に入れないような方にも捕獲許可を出していただけるような方向性を出していただきたい。

A

有害鳥獣を駆除すれば良いというが、これがなかなか難しい問題である。猟友会の組織は、県、市町村レベルの組織がある。雲南市では駆除の許可をお願いしている。理由のひとつには安全対策があり、講習会も猟友会で行っていただいている。

また、内部的な取り決めとして、狩猟免許に甲乙丙という種類があるが、長くて3年という免許を更新された実績がある方としている。駆除するばかりではなく、保護するという立場もあり、県から市、地域に対して捕獲をしても良いという数字が示されている。駆除の数字と狩猟と両方の目標数字が記されていて、猟友会の中でその調整が行なわれているということがある。

旧6町の中で調整してもらうため、組織として猟友会の方へ任せていただいている。以上により今のところ、免許を持つ個人に許可はしていない。

どのような対策ができるかということであるが、中山間の中で直払いの経費を使い、集落の中で罠の作りを付けるという方法や、また猟友会の会費のことを言われたが、多分年間4千円位で、他に保険などがあると思うので、それを直払いの経費を充てて、駆除の体制を整えていただく方法等が、地域全体の集落協定の中で対応できるのでないかと思う。(産業振興部)

[追加意見]

有害鳥獣については、市が猟友会との間に入ってもらって調整をしていただくようお願いしたい。権利はあるはずなので、そここのところの緩和措置をお願いしたい。

Q180 [個別所得保障制度について]

個別所得保障制度を今年申請されたが、個人にばらまくという国のやり方は良くないと思っている。実際のところ、機械の更新にはほとんどお金が出ない。法人であれば別だが、特定農業団体にはほとんどお金が出ないため、機械の更新に問題があると思っている。機械にかかわらず、施設等にも支障が出てくる。個別所得保障制度によると課税対象になると聞いているが、田を守るためにそのお金を積み立てた場合、課税対象から外れるという方法がないのか。積み立てをしておいて機械更新に使うことができないかお聞きしたい。

A

本年度はモデル事業ということで申請県になって宣言をされているが、我々事務レベルにおいても、22年4月からスタートするというのにどのような手続きで行なうのかといったことが伝わってこなかった。来年度からこのモデル事業1年間を検証して本格実施に入るが、国の予算は8月頃に確定するが、様々な事務の流れが手詰まりな状況で私たちとしても国に言いたい状態である。

担い手が農地を守り米を作ることがなかなかできない状況であるため、集約をして集落営農としていたものが、また元に戻って個々に対応していくようになった経過がある。おっしゃるように継続して苦しい農業経営を行なっていくその先が見えない状況であり、機会あるごとに国の方へ話していきたい。

課税の関係だが、個々の所得になるので税金はかかると思う。それを積み立てて使えないかということについてであるが、法人の会計であれば次年度にまわすことができるが、集落営農組織が繰り越すことはできない。面積に応じて配分をすることになるので税金が掛かることになる。個人組織でも掛かることになる。機械の更新をしたいとか、育苗施設をどうにかしたいということがあってもなかなか助成事業がない。お互いに出し合って有効に使っていただくということは必要だと思っている。(産業振興部)

三刀屋町中野地区

Q181 [獣害対策について]

獣害対策に補助金ができますが、この予算はすぐになくなってしまいます。プロがどんどん捕獲して予算を使い切って、地元の一般人にはなかなか回ってこない。罾を買うにも結構高額で、たいへんだ。

A

鳥獣被害は農作物を生産するうえで死活問題と実感しています。雲南市全体の予算ですが、イノシシ防除事業が350万円あります。市以外でもNOSAIに同じような補助事業もあります。また、駆除関係については数年前から足りなければ補正予算で対応することになっています。これらは市の単独事業ですが、1400万円を奨励金として猟友会の皆さんに駆除を委託しています。イノシシの捕獲頭数は650頭くらいです。もうひとつは国の緊急雇用創出事業を活用し、冬季限定で班編成をしていただいて、猿の駆除をしています。または中山間直接支払い制度の中で檻や罾の購入や、資格の取得をしていただいてもいいと考えます。(産業振興部)

加茂町神宝の里21、三代・下神原、大竹延野地区

Q182 [市有林の手入れについて]

町有林があるところの山道の手入れをしてほしい。手入れしてもらえれば、自分たちも出入りができる。

A

山の整備は全市的な課題である。結果、山が荒れるという現状がある。市としてもいろいろな制度を使ってやっていきたい。現在、森林信託事業を行っている。この事業は森林組合に信託に出し、市有林と地域の人の山林を20年かけて整備していく事業です。今後、市有林を核とした私有林の整備に取り組んでいきたい。(産業振興部)

加茂町中村・昭和・星野・雲並、東谷、砂子原、中村団地、東谷団地地区

Q183 [獣害対策について]

猪対策で今年購入した分の費用を来年の補助金の対象にしてもらえたらと思います。有害鳥獣の捕獲は誰でも出来るわけではありませんが、捕獲資格の緩和措置などはありませんか。

A

購入費用の2万円以上で10万円を上限として50%を補助しています。締切りは6月30日としています。ノーサイで価格の1割、10万円を上限として補助しておられます。締切りが10月末ですので、そちらを利用していただければと思います。駆除は猟友会にお願いしています。(産業振興部)

猟友会に駆除の依頼をしてみてください。(市長)

木次町日登地区

Q184 [獣害対策について]

近年この地域に熊が出没しているようだが、子どもの通学の心配もあるので何とか駆除できないものか。ツキノワグマは絶滅危惧種で駆除が出来ないというのは聞いているが、人命を尊重する上では被害が起きてからでは遅いので何らかの対応をしてほしい。

A

今年は春先からずいぶん出没しており、イノシシの罠に捕まっていたり、ミツバチの巣箱が襲われたりしております。クマは県の鳥獣保護動物に指定され、現状ではイノシシの罠や檻に間違って入っても、すぐに県や中山間研究センターへ連絡して、印を付け、また山へ返さなければなりません。県とも協議し、出没しそうな地点へ罠を仕掛け、すぐ対応できるような対策を取っております。(産業振興部)

保護動物ですので、慎重な対応の中にも、住民の皆さんが困らないようあわせて追求していかねばならないと思っております。(市長)

Q185 [農地・水・環境保全向上対策事業の継続について]

農地・水・環境保全向上対策事業および中山間地域直接支払制度については大変良い事業だと思っているが、農地・水・環境保全向上対策事業、特に共同活動の支援交付金については農地荒廃を起こさないために継続が不可欠だと思う。雲南市として今後継続について国及び県への要請を強く進めてほしい。

A

農地・水・環境保全向上対策事業は19～23年度までの5カ年間ということで、来年度を残すのみとなりました。おっしゃるように私どもも当事業は非常に有効な事業であると認識しており、先般の市長会でも雲南市から国への要望として24年度以降の継続がぜひとも必要であるということで議題に取り上げていただいております。先般の新聞の情報によれば、2011年度はこれまでの制度の中身を少しバージョンアップし、交付金を多くして中山間地域直接支払制度と平行させながらより拡充させるという報道が出ておりました。農地水の最終年度に制度拡充があるということで2期以降への継続は限りなく近いのではないかなと思っておりますが、市長会あるいは県を上げて国へ継続要望していきたいと思っております。(産業振興部)

木次町温泉地区

Q186 [水稻の作柄と対応について]

個別所得保障制度についての功罪は別にして、酷暑で米の品質がどうなのか心配。一等米比率がどのようになっているのか、わかる範囲で教えてほしい。JAによると概算でコシヒカリ一等米あたり5千円ということで農家としてショックな価格であり完全に赤字である。農家としては直払い制度等を利用してがんばっている。行政としてどのような感想を持っているのか。

A

個別所得保障のモデル対策ということで米一反あたり1万5千円の所得保障をし、米価が下落した場合はそれに上乗せするというものです。酷暑により品質は悪く、一等米率が50%割るのであると思っております。県内合わせるともっと低いのではないかと思います。農家には大きな痛手であると思っております。県や

J Aと米価下落について対応するという事で相談窓口を設けたり、個別所得保障の交付金を年内に受給できるように体制をとると市町村等にも指示が下りております。来年本格実施となりますが、この個別所得保障の功罪というのは今後大きな問題になると思います。市としてはこういった状況の中で、特色のある売れる米をいかに作っていくかということで、雲南は品質がいいということで奥出雲から売ってましたので、カントリーエレベーターで品質の均一化もしていき、国の施策と併せて行っていききたいと思いません。市としても間に立ってやっていききたいと思っております。(産業振興部)

Q 1 8 7 [山の管理について]

森林の管理・経営、手入れ、放置などの考え方を聞かせてほしい。

A

森林管理について、今森林は荒廃しており、有効活用されるよう作業道を付けて山に入りやすく、間伐材は地主さんにとって高い単価で買い取ってもらおう、という政策をしていく必要があります。国の助成制度を有効活用したり、また日本で初めての林業振興モデル団地事業というものを設定しており、市有林を中心にそれを囲む民有林を森林組合に20年間信託に出すというものです。民有林の地主さんから信託まではせずに業務委託でいきたいという話がありそれについて進めていきたいと思いません。国有林の隣接地は作業道を国がただで付けてくれる民国連携事業というものがあります。こうしたものを有効活用して森林整備を進めていきたいと思いません。(市長)

大東町塩田地区

Q 1 8 8 [獣害対策について]

猪の被害について意見を言わせてもらいたい。市で年間を通じて有害鳥獣の駆除費を出してもらっている。今年は300頭捕れたという話もある。駆除費を節約されたら、猪は残る、被害が多くなる。こうした山の中は特にそうした面が出てくる。市も大変だろうが、駆除費を真剣に考えていただいて、年間を通じて出してもらいたい。財政難で大変であろうが、猪を退治する一番の方法である。大東町においても、鉄砲を撃つ人は30~40人いたのが、15人になってしまった。わな師は沢山いるが、鉄砲がなければ、猪は危なくて近寄れない。市の職員が鉄砲の許可を取得して猪を撃てば良いが、そうでなければ、この頃大変なことが起きる。段々数が増えている。去年に比べると猪が少なくなると思っていたが、なんだか多く捕れた気がする。予算の軽減をしないようにしてもらいたい。

A

有害鳥獣については、実質、青天井で駆除経費を計上している。様々な農産物の生産意欲が減退しないような駆除対策に取り組んでいきたい。(市長)

市内全域で猪を始め、猿も含めて有害鳥獣が多く出ている。このことは、集落を脅かすということだけでなく、作った作物を1時間の間で無くしてしまう。生産意欲を失くしてしまうのが大きなダメージとして残ってしまう。市では、駆除と防除(柵)に経費を分けている。防除については350万円の予算措置を続けている。今後も続けてゆく。駆除費について、合併当初の単価を少し下げさせてもらって、11,800千円の当初予算を組んでいる。それが無くなると打ち切りということで皆さんには申し訳ない気持ちで一杯であったが、今は補正予算で対応している。全ての駆除に対応している。今年も残予算は無くなった。12月議会には補正予算要求を出す。猟友会の皆さんにも駆除をお願い申し上げる。猟友会のメンバーも高齢化に伴って数が減っている。檻で捕獲しても最後は銃によって撃っていただくことになる。銃で撃っていただく人が減っている。資格取得の経費についても行政で負担していくところも出ている。雲南市においても長期展望に立った上で、検討していかなくてはならないと思っている。(産業振興部)

大東町阿用地区

Q 1 8 9 [農産物加工品販売所の整備について]

少子高齢化が進行し、自分が住んでいる宮内自治会では小学生以下が3人に対し50歳以上が40人以上いる。その中で、高齢者のパワーを活用し少しでも地域の活性化を図りたいと考えている。

交流センターの一部を借り高齢者の憩い・団欒の場を含めた農作物の加工品の販売所を計画している。

阿用有機農法塾という団体があり、これを含めて検討しているが現在一番困っているのが資金調達である。市の補助金も最近はハード面よりもソフト面を重点に行っておられるように思う。よい制度はないか。

A

阿用交流センターは幸いに建設に際して補助金が入っていないので自由に活用することができる。条例上は交流センター、地域づくりのための拠点施設という位置づけをしているので、その敷地を使って指定管理を受けられた自主組織が活用をされることにはなんら問題はない。

具体的には総合センター、政策企画部と協議をしながら進めていきたい。資金面については難しいものがある。農林サイドの補助金制度は想定される規模からして無理である。市の振興補助金の中にコミュニティービジネスに向けての補助制度があり、これはハード、備品でも可能である。補助額が事業の半額で50万円までとなっている。できる限り協力していきたい。(政策企画部)

大東町久野地区

Q190 [農林業施策について]

農業・林業とも衰退している。今年は米価も下がるようだ。市でのブランド化・計画もあるが、国も動かない中で、市としては将来に向けた基本的な農業政策をどう取り組んでいくか、国に先駆けた形で取り組めないものか。

A

国は農業・林業政策について根本的な対策を講じられなくてはならないので、強く是正を求めて行く。雲南市は第一次産業にかかる農地・林地が広く、これをいかに活かすか模索しなければならない。第二次・第三次産業の店舗や工場が万一災害にあった場合、ある程度の時間と資金があればもとに戻すことができるが、田畑は天災に遭うと個人の力ではどうしようもない。田畑山林はしっかり行政が責任持って維持していかなければならないと思う。

今後農業どうするか、メニューとしては中山間総合整備事業の2期も採択受けて圃場整備等に取り組んで行くが、それを使って何をするかということが求められる。農地を維持し、活かしていくに当っては、農家だけではなく農商工連携施策を進めているところである。農産物生産加工販売にも異業種参入してもらったらどうかということで、農商工連携協議会発足させ協働の取組みが進められつつある。

産直市場の売上はずいぶん伸びている。1市2町の奥出雲産直振興協議会は約2500名、売上6億8千万円となり、身近なところで楽しみながら所得につなげている。米作り・野菜作りに加えた新たなパターンである。今後様々な事業展開が必要で、市からも情報提供をしながらJAとタイアップして取組みたい。

農地荒廃は進んでいる。国は5年でなくすよう言うが2年たってもなかなかなくなる。荒廃農地のうちすでに農地とは言い難い土地の地目を山林に変えているので減っている。いかにストップをかけていくか取り組んでいかなければならない。(市長)

農業・林業いずれもタイムリーな対応策がないのが実状。個々では農地を守っていけないので担い手に土地を集積して農地を守る方針で来ているが、政権が代わり集積していく事業がなくなった。国が長いスパンで将来を見すえて、生活を含んだ農業・林業をどうしていくかという大きな方向を示し、そのためにどう事業展開していくかというものがあれば、雲南市も市民も動ける。残念ながら国を無視して市が独自でというのは難しいので国の動きを注視しながら判断をして行く。当面は集落単位で知恵と工夫を出しながらとなるが、それに行政としてどう支援できるか見極めながら対応していく。(産業振興部)

大東町幡屋地区

Q191 [幡屋財産区の山林の松喰い虫被害について]

財産区の話だが西から東まで時間をかけて山をみんな歩いてみた、松喰いで大荒れだ。長年財産区で陳情しながら消毒してもらって雲南市の名所にでもなりはしないかと思っていた。みんな真っ赤になっている。少しでもやっておけば半分ですんでいたと思う。

A

財産区が松喰いで大荒れということ、毎年私も財産区の山に登らせてもらい見せてもらっているが今年は見えていない。そうならないようできるだけ早く作業道をつけて松喰いになっている分は伐採しないといけないし、切って使って植えて育てるこの循環型の森林整備維持活用をやっていかねばならない。また幡屋財産区も候補として財産区の山林を中心に大原森林組合に管理を業務委託し、早く切って間伐する主伐もするそうしたことを出来るだけ早くやっていっていただく、そのための大原森林組合との業務委託そして財産区有林を市有林とみなしてそこを中心に私有林を巻き込んで森林組合と信託契約を結んで、出来るだけ金になるように財産区にも還元をする、整備にも充てる、作業道もつける、そう思っている。(市長)

Q 1 9 2 [幡屋財産区の松喰い虫防除空中散布の再開について]

財産区有林の松の木が真っ赤になりかけると、これは大変なことだ。あの場所の松を枯らすと今度大水が出たら大変なのは加茂と宍道だと思う。空中散布を止めるなどしないよう陳情しておく。

A

合併以降もこの財産区の松林を守るということで空中散布の実施をしてきた。その効果が無かったとは申し上げないが、100%空中散布によって歯止めがかかるかというところ中々検証できない。それから、宍道町が今松江市になって、空中散布をする同意もいただくのに苦労するという現状の中、松喰い虫に100%歯止めがかかる事ができないのであれば、この際、財産区の山を逆に整備をして行こう、その為には樹種転換もあるのではないかと地元の皆さん方と協議し、今年度から国県の制度事業を活用して現在、整備に入る段取りをしている。現在真倉山側からと八十山側に作業道と作業路それぞれ2本ずつ整備をして、伐採とか樹種転換における作業が出来る整備をまずしようと、調査設計業務を行っている。できれば11月下旬12月上旬には道路整備、作業路の整備に入って、今後5年間は継続的に作業路が整備、樹種転換、植栽、保育をしていく整備計画をたてようとしている。それで財産区の山、森林の整備をしていこうとの整備計画を持っているので、今ある松林を守ることがなかなかできかねるのではないかということから方向転換もしながら、積極的な予算の措置も行って整備を進めている所なので理解いただきたい。(産業振興部)

できるだけ早く作業道をつけて、枯れる松をできるだけ少なくする。まだ枯れていない松を切って材として活用する。切った後は樹種転換を図って行って、同じ松を植えるにしても松喰虫の被害に強い松を植えるとか、色んな手段を講じて、木が無くなったということにしない対策を財産区の皆さん方と相談しながら進めていく。(市長)

[追加意見]

樹種転換するのもいいが、すぐ大きにならない。反対しても空中散布が良ければすることを考えないと損するのは加茂と宍道、よく頭へ刻んでほしい。

Q 1 9 3 [土地改良施設の点検の案内について]

去年、土地改良区で作った施設の点検があり、土地改良で工事を行った所の用水路排水路などの状況を調べに歩くという案内文が自治会長に来たが、そのことは把握しているか

結果報告を自治会長あてにまた連絡するという事だったのでその後どうなっているか。用水路でかなり陥没した所などがあり、水が溢れるような所がありそれをどのようにされたかなと思う。

A

私の所で今日の所は把握しておらず、お答えができない。(大東総合センター)

後で調べて回答させていただく。(市長)

(事後確認)

各部局へ土地改良区施設点検の案内について問い合わせたところ、島根県土地改良連合会では「水土里情報システム」(地図情報・農地筆情報・耕区情報・農業用排水施設情報・農道情報・農業振興地域情報・農用地区域情報・その他をデータベース化して利用するシステム)を全県下で整備するため、農業用排水施設についても現地踏査を行い状況把握が行われたようです。その結果報告を自治会長あてに連絡することは今のところ予定はないと聞いています。

Q194 [幡屋砂子原地区基幹農道整備事業について]

幡屋砂子原間農道について、非常に大きな期待を持っている。幡屋地区に余り明るい話題がない中でこういう状況の中で採択に向けて頑張っているとのことだが、是非市長さん先頭に立ってこれを採択してもらおう、仮に農道でなくても良いから道路をつけてもらいたい、何か良い制度を使ってこれを取り組んでもらいたい。

A

砂子原農道は政権が変わっても是非やってもらわなければいけない。(市長)

幡屋砂子原農道は、現在これを結ぶ基幹農道で進めている。政権変わって少し心配したが今の所、広域的な農道とは継続をしていくとなっている。従って今年度は費用対効果の検討をするということで、県と市と50%ずつ費用を出して調査をしている。23年度に新規採択申請、24年度に用地買収等を行い、平成25年度には工事に着手したいということで進めていきたい。(産業振興部)

大東町佐世地区

Q195 [大東町で取り組んでいる事業について]

会議資料の③大原地区中山間総合整備事業と④雲南北地区中山間総合整備事業調査について説明してほしい。また⑦米の乾燥調製貯蔵施設(カントリーエレベーター)整備事業について、既存の施設との兼ね合いはどうなるのか。

A

③大原地区中山間総合整備事業については、合併前から大東町と木次町で取り組まれていた事業であり、合併後はこの二町を受益として引き続き実施する。圃場整備、暗きょ排水、排水路の整備を行う予定である。

④雲南北地区中山間総合整備事業調査については、これからの事業であり、旧大原郡(大東・木次・加茂)を対象とし、平成24年度採択に向け調査をしたい。また、③で採択されなかった部分も加えて取り組んでいきたい。今後調査をして、県での採択要件を満たしていること、また費用対効果等調査することになる。

⑦カントリーエレベーターについては、平場地域をエリアとして良質米を生産していきたい。平成22年8月から供用を開始している。既存の施設との兼ね合いについては、各法人や各営農組合等で乾燥調製の機械を維持することは大きな経費負担になっている。今後の方向性としては、既存の施設を使えるまで使うということもあるし、更新時にカントリーエレベーターを利用していきたいと思っている。今年の利用状況は、約2,800トンの荷受予定に対し稼働率は約50パーセントである。今年は米価がかなり下がった。これは、消費が伸びないことと国に在庫米が在るためである。来年度の米づくりについても、国から県、県から市へと割り当てがあると思っている。これまでは、中山間地域は良質米の生産地域として、また種もみを作ったりしていることから一定の配慮をしながら米づくりがなされてきた。しかし、来年度からは配慮をなくし、面積に一定の率をかけて作付面積を決めるよう責められている。市としては、中山間地域は湿田も多く、米作りが一番適している等県に対し申し入れをしているが、雲南市の米は統一した良質米として位置づけていきたいと思っている。そのためにも是非カントリーエレベーターを利用していきたい。(産業振興部)

Q196 [関連質問]

③大原地区中山間総合整備事業の佐世地区は、どこが対象となっているか。

⑦カントリーエレベーターのサイロの増設は予定があるのか。また利用者の範囲は奥出雲町、飯南町も含まれるのか。

A

⑦カントリーエレベーターの利用者の範囲は雲南市である。事業主体はJA雲南であり、JAとしてはカントリーエレベーターは雲南市を対象とした施設となっている。(産業振興部)

③大原地区中山間総合整備事業の佐世地区については、暗きょ排水は免別地内、排水路の整備は原口地

<p>内を予定している。(大東総合センター)</p>
<p>Q 1 9 7 [戸別所得補償制度について]</p> <p>受益対象農家と申請戸数はいくらあるか。その内訳について知りたい。米価が下がっている中で中山間事業を取り組んでいない農家にとってはありがたい制度だと思っている。年内配布をお願いしたい。</p>
<p>A</p> <p>戸別所得補償モデル対策事業は、年内支給で動いている。平成22年度スタートで来年度本格実施となるが、現在JA・雲南市・島根県で水田協議会を作り手続きをしている。この手続きがかなり面倒であり、個人の申請によるものなので、提出忘れ等かなりあるのが現状です。10アール当たり1,500円の補償金は、できるだけ年内支給になるよう取り組んでいる。(産業振興部)</p>
<p>Q 1 9 8 [獣害対策について]</p> <p>イノシシ自体の学習能力が高くなっていて防除が難しいとの声を聞く。市内のイノシシ等の獣害の被害状況について聞きたい。</p>
<p>A</p> <p>鳥獣対策については、防御としてはメッシュ・トタン・電気木柵の設置補助として年間350万円の予算措置をしている。また駆除としては、猟友会に年間1,100万円の予算措置をお願いしている。2年前からは、市長判断で駆除されたイノシシすべてに対し奨励金として支払いをしている。またサルの駆除についても、冬の間猟友会の中でサル専門の方に班編成をしていただき、年間約220万円の経費を使ってサルの集団の駆除をしてもらっている。(産業振興部)</p>
<p>Q 1 9 9 [ナラ枯れ対策について]</p> <p>最近クマの出没をよく聞くが、山に餌が少なくなったことが原因であり、ナラ枯れもクマが里に下りてくる原因となっている。現状と今後の対策について聞きたい。</p>
<p>A</p> <p>ナラ枯れについては、雲南市でもクマの目撃情報が多い。クマは保護鳥獣に指定されているため、すぐに撃つことができない。栗園や養蜂場に出ることが多いが、まず檻で防除して、そのうえで入ってくれば県の許可を得てから対策ができる。連坦地に出る場合は、県の許可を得てから駆除する事ができる。ナラ枯れは特に掛合、吉田が多い。空中散布にもいろいろと問題があり、1自治体だけの対策が難しく、県下統一した対策が必要と考える。(産業振興部)</p>